

被災者生活再建支援制度の概要

1 制度の概要

支援金には、基礎支援金と加算支援金の2種類があります。

(1) 基礎支援金

住宅の被害程度と世帯の区分により次の支援金が支給されます。

「全壊」と判定された場合		「大規模半壊」と判定された場合	
複数世帯(2人以上の世帯)	単数(単身)世帯	複数世帯(2人以上の世帯)	単数(単身)世帯
100万円	75万円	50万円	37万5千円

(2) 加算支援金

上記(1)の支援金に加え、「建設(建替)又は住宅の購入」、「被災住宅の補修」、「賃貸」の3つの再建方法をとった場合に、住宅の被害程度と世帯の区分により次の支援金が支給されます。

住宅の再建方法	世帯区分	
	複数世帯	単数(単身)世帯
建設(建替)又は住宅の購入	200万円	150万円
被災住宅の補修	100万円	75万円
賃貸(アパートやマンションの1室)	50万円	37万5千円

2 この制度で支援金が支給される被災者とは

この制度で支援金の支給を受けることのできる世帯とは、平成23年3月11日時点で被害を受けた住宅に実際に住んでいた世帯です。その住宅の所有者であるかどうかを問いません。

アパートや貸家が全壊又は大規模半壊した場合は、その入居者が申請人となり支援金の請求を行い支援金の支給を受けます。

アパートや貸家の所有者(大家さん)は、この制度による支援金を受けることはできません。

また、自己所有の住宅が被害を受けた場合でも、現実にその住宅に住んでいなかった場合(空き家)も制度の対象になりません。

※ 単数(単身)世帯の方が、支給を受ける前(申請後の場合も含みます)に亡くなった場合は、支給されません(支援金は相続の対象とはなりません)。

※ 申請書は、福島市での受付後、福島県を經由して、本制度の実施機関である「財団法人 都道府県会館被災者生活再建支援基金部(被災者生活再建支援法人)」に郵送され、同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

なお、申請内容について確認が必要な場合、財団法人 都道府県会館から問い合わせさせていただく場合があります。

3 り災証明書では「大規模半壊」又は「半壊(その他)」と記載されているが、住宅を解体した場合

り災証明書の被害程度が「大規模半壊(複数世帯の場合の基礎支援金が50万円)」や「半壊(その他)(基礎支援金も加算支援金も支給されない)」の場合でも、

- ① 住宅をそのままにしておく非常に危険である
- ② 修理するにはあまりにも高い経費がかかる
- ③ その他①②に準ずるやむを得ない事由がある

ため、住宅を解体した場合は、り災証明書記載の被害程度が「大規模半壊」又は「半壊」であっても、「全壊」(例：複数世帯(2人以上の世帯)の場合、基礎支援金として100万円)と同額が支給されます。

また、住宅に「被害がない」か「一部損壊程度」の場合でも、住宅の敷地に被害を生じ

たため上記①②のような理由で住宅を解体した場合も、「全壊」と同額が支給されます。

4 支援金の支給申請を行う際に申請書以外に必要な書類

支援金の支給申請には、この制度で定められた様式の申請書の提出が必要ですが、申請書に添付していただくいくつかの書類があります。

《基礎支援金の申請をする場合》

- ① **り災証明書**……………福島市が発行したもの(「全壊」「大規模半壊」のどちらかが被害程度として記載されていることが必要です。
(判定が「半壊」でも住宅を解体したことにより支給要件を満たし申請する場合は「半壊」の記載があるり災証明書)
- ② **住民票**……………世帯全員のもの(世帯主を表示したもの)
- ③ **預金通帳**……………支援金を振込む口座の通帳です。(世帯主の方の口座)
(銀行、ゆうちょ銀行どちらも可)
受付担当(市役所)でコピーを取らせていただきますので、通帳現物をお持ちください。
- ④ [住宅の解体などにより支援金の申請をする場合]
 - ア **滅失登記簿謄本**……………解体した住宅が登記建物である場合は、法務局への滅失登記の申請を行い、登記済になってから滅失登記簿謄本を取ってください。
 - イ **解体証明書**……………「解体証明願」は支援金の申請窓口を用意してあります。
解体が済んでから、支援金の申請書類とあわせて提出してください。
 - ウ **建物取り壊し証明書**……………市の清掃管理課発行の建物取り壊し証明書(原本)。
 - エ **敷地被害証明書類**……………解体の理由が「住宅の敷地に被害を生じた」ことによる場合は、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書などが必要です。

※ アからエは、該当するいずれかの書類一つで結構です。

《加算支援金の申請をする場合》

- ⑤ **契約書等の写し**……………住宅の建設・購入、補修又は賃貸等の契約書

《基礎支援金・加算支援金共通》

- ⑥ **その他添付書類**……………申請者の条件(被災家屋の住所に住民登録をしていなかった場合など)によっては、上記以外の書類(居住証明書など)をご提出いただく場合があります。

5 支援金の支給申請ができる期間

支援金の支給申請は

基礎支援金は 平成23年5月1日から平成26年4月10日まで

(災害発生の日から37ヶ月間)

※ 当初の申請期限(平成24年4月10日まで)から24ヶ月間延長されました。

加算支援金は 平成23年5月1日から平成30年4月10日まで

(災害発生の日から85ヶ月間)

※ 当初の申請期限(平成26年4月10日まで)から48ヶ月間延長されました。

※ ただし、基礎支援金を申請しなければ、加算支援金は申請できません。

6 この制度の支給申請にかかる窓口は

この制度による支援金の支給申請に関する窓口は、被災当日に住民登録されていた市町村役場です。

福島市に住民登録されていた世帯の皆様

地域福祉課(本庁2階)

☎直通 525-3747 代表 535-1111(内線 3512, 3513, 3528)

福島市以外に住民登録されていた世帯の皆様

各市町村役場